

平成26年12月22日  
総務省北海道管区行政評価局

## 養成施設における指定基準等の遵守状況に関する調査 －医療・福祉・生活衛生分野を対象として－

### ＜改善通知に対する改善措置の概要＞

総務省北海道管区行政評価局では、平成26年4月から8月にかけて、道内に所在する看護師、介護福祉師や保育士、食品衛生管理者などの医療・福祉・生活衛生分野の国家資格を取得する者を養成する施設（養成施設）の中から12施設を抽出して、関係法令等において定められている施設の基準、教員の資格要件、授業の時間数等の基準（指定基準等）の遵守状況について実地に調査し、この調査結果に基づき、必要な改善措置を講ずるよう厚生労働省北海道厚生局に対して、改善意見を通知（平成26年9月11日）。

今般、その改善措置状況について、同局からの回答の概要を取りまとめましたので公表します。

#### ＜本件照会先＞

総務省 北海道管区行政評価局 第一部第一評価監視官室

（担当） 久保（くぼ）、大槌（おおつち）

（電話） 011-709-2311（内線3134）（直通）011-709-1804

（FAX） 011-709-1843 （Eメール） hkd11@soumu.go.jp

# 改善通知に対する改善措置状況の概要

- 改善意見の通知日 : 平成26年9月11日 (通知先: 厚生労働省北海道厚生局)
- 回答受理日 : 平成26年12月12日
- 調査した養成施設数 : 12施設 (11資格22課程) ※ 道内の養成施設数: 218 施設 (29資格271課程 (福祉系大学を除く。)) 平成26年4月1日現在)

## 《 当局の改善通知事項 》

### 1 指定基準等の遵守

平成27年4月に養成施設の指定・監督等に関する権限を北海道(以下「道」という。)へ移譲するまでの間に、管内の養成施設に対して、次の措置を講じ、措置内容や改善状況を道へ提供することが必要

- 指定基準等について理解や認識を深める措置 (P2)
- 自己点検の定期的な実施について要請 (P3)
- これらの措置を講じる際には、より効果的なものとなるよう内容や方法について工夫 (P2、P3)

### 2 入所定員の充足状況等の把握

道への権限移譲までの間に、次の措置を講じるとともに、把握した情報を道に提供することが必要

- 管内の養成施設における入所定員の充足状況について把握し、必要に応じて助言、指導 (P4)

## 《 北海道厚生局の回答(改善措置状況) 》

- 北海道厚生局は、管内の全養成施設(218施設)に対して、次の内容を通知(平成26年12月17日付け)
  - i) 学則や授業に関する事項など養成施設側が誤りやすい事項や理解しにくいと考えられる事項の具体例を挙げ、指定基準等の遵守を徹底
  - ii) 自己点検を少なくとも年1回実施するよう要請 等
- 上記通知内容のほか、当局が指摘した12施設に対する北海道厚生局の個別の指導内容、問題事例の改善措置状況等について取りまとめ、これを道へ提供

- 過去3年間の管内の全養成施設(218施設)における定員の充足状況を確認し、継続して定員の超過、欠員がみられた53施設に対して、個別に指導
- 上記の定員の充足状況及び指導内容について取りまとめ、これを道へ提供

- 権限移譲後の道による円滑な行政運営
- 養成施設における適正な運営の確保

# 個別事項の改善措置状況

## 1 指定基準等の遵守の徹底

### (1) 養成施設における指定基準の理解、認識の浸透

#### 調査結果

- 養成施設の生徒が卒業後に各種国家資格又は国家試験受験資格を取得するためには、関係法令等に定められている施設の基準、教員の資格要件、授業の時間数等の基準(指定基準等)が遵守されていることが不可欠
- 北海道厚生局は、1養成施設につきおおむね5年に1回の頻度で実地に指導調査を実施
- しかし、当局が道内の12養成施設における指定基準等の遵守状況を実地に調査した結果、12養成施設全てにおいて、指定基準等が遵守されていない等の問題事例あり(68事例)  
(例) 教員以外の外部の者に授業を行わせている、補講の実施回数・時間が不足している、補講内容が適切でない 等

養成施設が指定基準等を十分に理解、認識していないことが主な原因

#### 改善通知事項要旨(平成26年9月11日)

北海道厚生局は、道への権限移譲までの間に、次の措置を講ずることが必要

- ① 管内の養成施設に対し、指定基準等の遵守の徹底を図るため、指定基準等について理解や認識を深めるための措置
- ② 上記①の措置を講ずる際には、当該措置がより効果的なものとなるよう、その内容や方法について工夫
- ③ 上記①で講じた措置及び把握した改善状況を取りまとめて道に提供

#### 改善措置状況要旨(平成26年12月12日)

北海道厚生局は、管内の全養成施設(218施設)に対して、北海道厚生局長名の文書(平成26年12月17日付け)を発出し、以下の事項について通知

- ① 平成26年度の北海道厚生局の指導調査結果における指摘事例及び北海道管区行政評価局が指摘した事例を記載。それらの事例をもとに、誤解されやすい事項や理解されにくい事項と考えられる事項(学則、教員、学生、授業等に関する事項)を例示し、指定基準等についての理解や認識の浸透 等
- ② 上記①の通知内容を、権限移譲先である道の各担当課へ引継ぎの際(平成27年2月まで)に提供  
その際、当局が指摘した全12養成施設に対して北海道厚生局が行った個別の指導、助言等の内容や改善措置状況について取りまとめた資料も道へ提供

## (2) 自己点検の一層の励行

### 調査結果

- 指定基準等が遵守されるためには、養成施設が自ら定期的に自己点検を行うことが効果的
- 北海道厚生局は、平成23年5月から、道内の養成施設に対して、定期的な自己点検の励行を要請  
(例) 養成施設を対象とした説明会の開催、資格ごとの自己点検表(ひな形)の作成・公表、毎年度1回、養成施設に対する通知文の発出 等
- しかし、当局が調査した12養成施設全てにおいて指定基準等が遵守されていない等の問題事例あり  
これらの事例の多くは、自己点検の励行により、未然に防止又は改善が可能
- 当局が調査した12養成施設のうち、9施設(75%)において自己点検が実施されていない
- 当局の調査を契機に、いずれの養成施設も自己点検の必要性及び有効性を改めて認識

#### 【自己点検に対する養成施設の認識不足が主な原因】

- ・ 自己点検の実施について認識不足、自己点検表が公表されていることすら知らない
- ・ いつ、誰が、どのように自己点検を行うべきかなど具体的な実施方法についても十分に認識されていない

### 改善通知事項要旨 (平成26年9月11日)

北海道厚生局は、道への権限移譲までの間に、次の措置を講ずることが必要

- ① 管内の養成施設に対し、改めて自己点検の定期的な実施について要請
- ② 上記①の措置を講ずる際には、当該措置がより効果的なものとなるよう、その内容や方法について工夫
- ③ 上記①で講じた措置内容を道に提供

### 改善措置状況要旨 (平成26年12月12日)

前記(1)の文書により、

- ① 少なくとも年1回は自己点検を実施するよう要請  
また、自己点検表のひな形について必要な見直しを行い、ホームページで公表していることを改めて周知するとともに、確実に自己点検表を目にするよう、各養成施設に対して、該当職種別に自己点検表を送付
- ② 道への権限移譲後も自己点検を定期的実施するよう養成施設に対して要請 等

## 2 入所定員の充足状況の把握等

### 調査結果

- 入所定員の超過 → 施設・設備の基準や教員数の要件に合致せず、生徒の教育環境に影響を及ぼす懸念
- 大幅な欠員が継続 → 養成施設の健全な運営に支障をきたす懸念
- このため、養成施設は、入所させる生徒数を適切に管理することが重要
- 現行の指定基準等 → 入所定員を遵守するよう「規定されているもの」と「特段の規定がないもの」
- 北海道厚生局は、5年に1回の指導調査の機会等を通じて、「継続して入所定員を超過している施設」や「入所定員を遵守する意識が低い施設」を指導
  
- しかし、当局が調査した12養成施設22課程のうち、
  - ・ 10施設14課程において生徒数が入所定員を超過している年度あり（平成22～26年度）
  - ・ この10施設14課程のうち、2施設4課程は、5年連続で入所定員を超過
  - ・ この2施設4課程のうち、1施設3課程は、過去の北海道厚生局の指導調査で指導を受けた後も継続して定員超過
- 一方で、6施設8課程において入所定員の半数に満たない年度あり（平成22～26年度）

入所定員に関する指導は、5年に1回の指導調査の機会が中心

### 改善通知事項要旨（平成26年9月11日）

北海道厚生局は、道への権限移譲までの間に、次の措置を講ずることが必要

- ① 管内の養成施設における過去一定期間の入所定員の充足状況を把握し、必要に応じて、養成施設に対して指導、助言
- ② 上記①で把握した情報を道に提供

### 改善措置状況要旨（平成26年12月12日）

- ① 過去3年間（24年度から26年度）の管内の全養成施設（218施設）における入所定員の充足状況について確認  
このうち、継続して定員超過又は欠員がみられた53施設に対して、実情を聴取し、個別に指導
- ② 平成27年2月までに、管内の養成施設における入所定員の充足状況及び上記指導内容について取りまとめ、道の各担当課へこの情報を提供